

## 住宅用太陽光発電システム 設置費補助事業

住宅用太陽光発電システムを設置した方に、費用の一部を補助します。

### ■支給条件

- 次のすべてに該当すること
- 申請者が市内に居住し、市税の滞納がないこと
- 電灯契約を結んでいる個人であり、市内の住宅等（店舗、事務所等との兼用は可）にシステムを設置する、または建売住宅供給者等から市内にシステム付住宅を購入すること
- ※住居部分の電力に使用するために、納屋や車庫に設置することは可とする。
- 設置する住宅が申請者の所有物でない場合は、書面による所有者の設置承諾を受けていること

### ■補助の対象となるシステム

- 住宅の屋根等への設置に適したもので、かつ低圧配電線と逆潮流有りで連携しているもの
- 太陽電池の公称最大出力の合計値が10kW未満のもの
- 未使用であるもの

■補助金額 太陽電池の最大出力1kW当たり1万円（上限4万円、1,000円未満の端数は切り捨て）

■申請期限 システムの電力供給契約開始日から90日以内  
※システム設置後に申請してください。

### ■必要書類

- 申請書（市ホームページから取得可）
- システムの概要が確認できる書類
- 工事請負契約書の写しまたはシステム付建売住宅売買契約書の写し

- システムの設置に要した費用の領収書の写しと内訳書の写し
- 電力会社とシステムに係る電力供給契約書の写しと電力供給開始日が確認できる書類
- システム設置後の写真（太陽電池モジュールを設置した建物全体と、設置したシステムの全箇所を写したもの）
- 市税の滞納がないことを証明する書類
- 住民票の写し
- 設置承諾書（設置する住宅が、補助対象者の所有物でない場合に限る）

### ■注意事項

- 申請者・委任者・承諾者・請求者の氏名や住所などは、提出書類すべて、各々が自筆で記入してください。
- 提出様式等は最新年度のものを使用してください。

## 空き地の雑草管理で 困っていませんか？

空き地の適正な管理は所有者の責任ですが、高齢で草刈りができないなど、雑草の管理でお困りではありませんか？

市では、所有者に代わって空き地の除草作業を実施します。

### ■委託料（令和2年度参考額）

1㎡あたり年間120円（税抜）  
※年度途中に申し込み・解約した場合も同額です。

### ■内容

年4回の雑草の刈り払い  
※刈り取った草の回収は、個別に業者に依頼してください。

■対象となる空き地 次のすべてに該当している空き地

- 市の行政区域内にあり、建物や樹木のない更地であること
- 笹竹等の繁茂による荒廃がなく、昨年まで適正な管理が行われていた土地であること
- ※傾斜地や湿地など、通常の管理が困難な土地は除きます。

■申込方法 申請書と委託料を環境課に提出

## 浄化槽に関する補助金

### 合併処理浄化槽の設置補助金

河川等の水質汚濁を防止するため、し尿と生活雑排水を併せて処理することができる合併処理浄化槽（環境配慮型）を設置する方に、補助金を交付しています。

### ■対象地域

公共下水道認可区域と農業集落排水処理施設対象区域を除く市行政区域

※農業集落排水処理施設対象区域内でも、処理能力等で加入できない世帯は対象です。

### ■対象者

対象地域内の専用住宅に10人槽以下の合併処理浄化槽をこれから設置する方

### ■補助金額

- 公共下水道認可区域・全体計画区域・農業集落排水処理施設対象区域を除く区域
- 5人槽 332,000円
- 7人槽 414,000円
- 10人槽 548,000円

- 公共下水道全体計画区域
- 5人槽 233,000円
- 7人槽 290,000円
- 10人槽 384,000円

### 宅内配管工事費用の補助金

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽（環境配慮型）に入れ替える方には、合併処理浄化槽設置費用に上乗せして、宅内配管工事費用の一部を補助します。  
※建築基準法の規定による確認を要する家屋の増築や改築、または新築にともなって単独処理浄化槽を入れ替える場合は対象外です。

### ■対象となる工事

浄化槽への流入管・浄化槽からの放流管・ますの設置工事

■補助金額 上限30万円

